

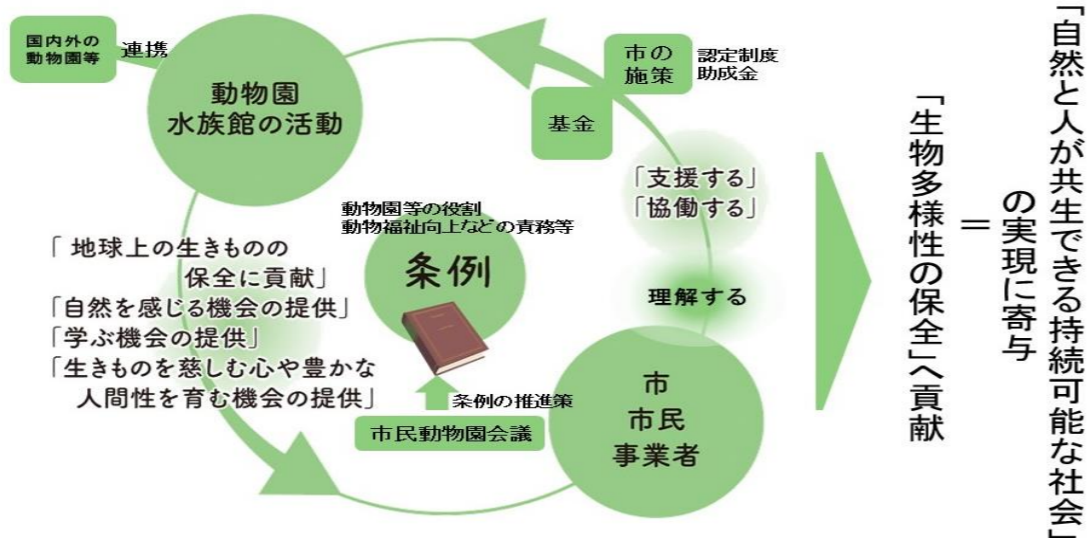
### 1 前文

動物園に求められる社会的な役割・責任、円山動物園の誤った飼育方法による動物死亡事故の反省、札幌市に存在する動物園の将来像についての思いを記載します。

### 2 目的

動物園の基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務等を明らかにし、もって現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

【条例の概念図】



### 3 定義

生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。
野生動物	家畜化されておらず、かつ自然環境下において生息する動物をいいます（当該動物を動物園において飼育し、又は繁殖したものを含みます。）。
動物園	動物園、水族館及び昆虫館その他いかなる名称を問わず、生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいいます。
動物福祉	動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいいます。
生息域内保全	生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいいます。
生息域外保全	主に生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいいます。
累代飼育	動物を3世代以上にわたり安定的に繁殖させることにより、飼育下にある動物の個体群を維持することをいいます。

### 4 基本理念

- 動物園の活動は、その動物園で飼育する動物の良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与することを旨として行うものとします。
- 動物園の活動は、野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し、もって豊かな人間性と感性が育まれることを旨として行うものとします。
- 動物園の活動は、市民及び事業者との協働により取り組まれるよう努めるものとします。

### 5 市の責務

市は、条例で定める基本理念にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとします。

### 6 条例に基づく推進施策等

#### 6-1 認定制度

各施設の申請に基づき、条例に沿って積極的に取り組む動物園であることを認定し、その取組について市民等の理解と関心が深まるよう、市が認定動物園に関する広報を行うほか、保全活動への助成金交付等を行います。

#### 6-2 基金の設置

動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」）に対する寄附文化を醸成し、野生動物の保全活動等の促進に活用するため、寄付金を積み立てる基金を設置します。

#### 6-3 市民動物園会議

現在、札幌市附属機関設置条例において円山動物園の運営方針の審議を行う会議として規定されていますが、円山動物園の運営のほか、新たに認定や助成金交付の審査、動物園の推進施策を調査審議する会議として位置づけを改め、動物園条例に規定を移します。

### 7 市民の責務

市民は、生物多様性の保全の重要性を認識し、その日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するとともに、動物園が実施する生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努めるものとします。

### 8 事業者の責務

事業者（動物園を運営するものを除く。）は、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組への理解を深め、協力するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うよう努めるものとします。

## 9 動物園が行う活動

### ●保全活動

○動物園は、条例の目的を達成するため、次の活動を行うものとします。

- ・動物の収集に関すること
- ・野生動物の保全に資する調査・研究に関すること
- ・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること
- ・野生動物の保全への意識を醸成するための教育活動に関すること
- ・生息域外保全のための累代飼育に関すること
- ・関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関すること

○上記のほか、生息域内保全に関する取組を実施するよう努めるものとします。

### ●良好な動物福祉の確保

○動物園は、飼育動物の良好な動物福祉を確保するため、最新の科学的知見に基づき、その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育するよう努めるとともに、疾病の予防及び治療を適切に実施できる獣医療体制を整備するものとします。

○動物園は、動物福祉に関する規程（以下「動物福祉規程」）を定めるとともに、当該動物園における飼育動物の動物福祉を定期的に評価し、必要に応じて改善のための措置を講じるものとします。

○動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとします。

### ●活動情報の公表

○動物園は、上記の保全活動や良好な動物福祉の確保の取組状況について、インターネットの利用その他適切な方法により適宜公表するものとします。

## 10 円山動物園運営の基本的な取組事項

### ●運営方針及び実施計画の策定（基本方針「ビジョン2050」・実施計画の根拠規定）

○市長は、円山動物園の運営に関し、この条例に定める事項との整合性を確保した総合的かつ計画的な運営方針及び中期的かつ具体的な計画を策定するものとします。

○市長は、生物多様性の保全に関する情勢の変化及び市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、運営方針及び実施計画を見直すものとします。

### ●良好な動物福祉の確保

○市は、市民動物園会議における審議を経て、動物福祉規程を策定するとともに、定期的な見直しを行います。

○市は、飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受け改善します。

○市は、職員の意識高揚を図るとともに、市民の動物福祉に関する理解・関心を深めるため、「円山動物園動物福祉の日」を定め、講習会等を行います。

○円山動物園の業務の管理監督を行う職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において良好な動物福祉の確保が図られるよう組織管理体制の整備に特に配慮します。また、飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、各業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、良好な動物福祉の確保に特に配慮します。

### ●展示及び教育活動の原則

○円山動物園における動物の展示及び教育活動においては、動物の尊厳を尊重し、野生動物の正確な情報を伝えていくために、次のことを行いません。

- ・利用者に野生動物と直接接触（エサやりや動物に触る等）する機会を提供すること（ただし、市民動物園会議が生物多様性の保全の教育的効果と良好な動物福祉が確保されていることを確認したものは実施することができます。）
- ・動物に人を模した姿、格好又は行動をさせること。
- ・動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

### ●施設の整備及び管理、危機管理

○市は、施設整備にあたっては、生物多様性の保全及び良好な動物福祉の確保に資するよう留意します。

○市は、施設管理にあたっては、飼育動物の安全の確保に万全を期するとともに、良好な動物福祉の確保に留意します。

○市は、飼育動物、利用者、職員及び円山動物園の周辺地域の住民等の安全に配慮し、自然災害、感染症、飼育動物の逸走等の事態に対処できるよう、危機管理計画を策定するとともに、危機管理計画を実施する体制を整備します。

### ●専門的知識を有する職員の確保等

○市は、この条例の規定の趣旨に沿った動物の飼育管理等の業務を適切に実施するため、野生動物の診療、動物の飼育管理等に関し、専門的知識又は経験を有する職員を確保するよう努めます。

○市長は、円山動物園の職員の育成を図るため、研修の実施、研究及び発表の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めます。

### ●連携、活動情報の公表、市民等の意見の反映

○市は、円山動物園と国内外の政府、地方公共団体、大学等の研究機関、動物園その他動物園の活動に関連する機関等との間で積極的な連携及び協力が図られるよう取り組みます。

○市は、生物多様性の保全に関する取組その他の円山動物園の運営に関する状況についてインターネットの利用等によりその内容を公表します。

○市は、利用者、市民、事業者等からの意見を円山動物園の運営に適切に反映するよう努めます。

## 11 施行期日

令和4年第2回定例会へ条例案提出を予定し、同議会において可決された場合、公布の日から施行予定（ただし、円山動物園以外の施設に係る規定は一定期間経過した日から施行予定）